

○財務省告示第三百十号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十九年十月二日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年十一月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百十一回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五			
額最		払込		発		方募			
低	行争非者特国入価								
額	札格第I加場行争								
面	金	金	金	金	金	金	金		
金	金	金	金	金	金	金	金		
五		百	八	四	三			価	一
万		円	千	十	兆	額	八	面	国
円		百	五	五	五	面	千	金	債
		七	万	千	千	額	万	額	市
		十	三	六	六	で	円	で	場
		二	千	百	百	八	で	三	特
		億	五	四	四	千	兆	兆	別
		七	百	十	十	百	五	千	参
		千	円	六	六	六	千	六	加
		五		億	億	十九	六	百	場
		万		九	九	億	百	三十	行
		五		千	千	円	三	億	争
		千		二	二		十		格
		七		百	百		億		競
									争
									額

申込みの応募額を割り当てる。各申
 込限度額の範囲内に於いて各申
 込の債市場特別参加者ごとの
 当てる。そのうち応募額を順次割
 り。各申込みのうち応募額の
 高い

価格競争入札発行」という。

額八千五百六十億
 額八千五百六十億

百八千四百三
 円千五百五
 百七十三千
 七十二億七
 千五万五千
 七

